



# 山形県公報

平成23年12月20日（火）  
第2304号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（健康福祉企画課）…1209
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（森 林 課）…1210
- 一般国道の供用の開始……………（置賜総合支庁建設総務課）…1212
- 建設業者に対する営業停止の処分……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………1213

## 告 示

### 山形県告示第1044号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
さくら薬局  
酒田市相生町二丁目5番39号
- 2 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |                | 変更年月日      |
|----------------|----------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後          |            |
| 酒田市相生町二丁目5番43号 | 酒田市相生町二丁目5番39号 | 平成23. 7. 1 |

### 山形県告示第1045号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ジャパンケア上山  
 上山市石曾根37番地  
 (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |          | 変更年月日       |
|-------------------|----------|-------------|
| 変 更 前             | 変 更 後    |             |
| ハッピー上山・ヘルパーステーション | ジャパンケア上山 | 平成23. 10. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ジャパンケア米沢  
 米沢市大町五丁目3番46号  
 (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |          | 変更年月日       |
|-------------------|----------|-------------|
| 変 更 前             | 変 更 後    |             |
| ハッピー米沢・ヘルパーステーション | ジャパンケア米沢 | 平成23. 10. 1 |

**山形県告示第1046号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
 東村山郡山辺町大字大蔵字松保3197-25、3197-43、3197-53、3197-54、3197-55  
 (2) 保安林指定の目的  
 公衆の保健  
 (3) 指定施業要件  
 イ 立木の伐採の方法  
 (イ) 主伐は択伐による。  
 (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 ロ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
 東村山郡山辺町大字大蔵字瀧返3170-79、大字北作字烏帽子2979-33  
 (2) 保安林指定の目的  
 公衆の保健  
 (3) 指定施業要件  
 イ 立木の伐採の方法  
 (イ) 主伐は択伐による。  
 (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字大蔵字松保1860
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字山辺字愛宕山5660、5661-1、5662から5674まで、5676、5678、5680から5689まで、5692から5697まで、5701、5711-1
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字岩野字大聖天1675-1、1838、1838-1、1838-2、字若林1837-1、1837-3から1837-6まで、字聖天沢1839-1から1839-5、字仲ノ日1841-1、1841-3から1841-7
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については主伐にかかる伐採種は、定めない。  
村山市大字岩野字大聖天1675-1、1838、1838-1
- (ロ) その他の森林については主伐は択伐による。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに村山市役所及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1047号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月20日から平成24年1月2日まで縦覧に供する。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市舘山矢子町字山伏塚二260番1から  
同 大字口田沢字潜清水99番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月20日

**山形県告示第1048号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成23年12月7日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 株式会社アクト
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市寺田字道ノ上157番地
  - (3) 代表者の氏名 阿部 茂
- 3 処分の内容  
とび・土工工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年1月10日から同月12日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社アクトが、山形県発注の建設工事において、元請負人である羽前建設株式会社から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の建設工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

**山形県告示第1049号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成23年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成23年12月7日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 羽前建設株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市上安町二丁目20番地の30
  - (3) 代表者の氏名 板垣 栄二
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-21）（特-19）第701024号
- 3 処分の内容  
土工工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年1月10日から同月16日までの7日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実

羽前建設株式会社が、山形県発注の建設工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成23年12月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年12月21日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について
  - (2) 山形県子ども読書活動推進計画（第2次）の策定について
  - (3) 山形県指定有形文化財の指定について
  - (4) 山形県指定無形民俗文化財の指定について
  - (5) 山形県指定史跡の指定について
  - (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

平成23年12月20日印刷  
平成23年12月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形 (631)2057 (631)2056